平成２６年（フ）第８１１号
横浜市磯子区磯子７丁目13番12―102号
債務者　篠崎　博文
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１２号
横浜市磯子区磯子７丁目13番12―102号
債務者　篠崎みどり
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１７号
横浜市神奈川区松見町３丁目543番地61　Mフラット201号
債務者　岩崎チエリ（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２３号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目12番15号
債務者　小杉　　隆
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３２号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目20番７号　コーポエリカ101号
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１８号
横浜市港南区港南台６丁目32番３―405号
債務者　日比野　紫（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６号
北海道旭川市豊岡13条５丁目１番20号　豊岡一三ハイツ205号
債務者　田中美都恵
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７７号
北海道旭川市豊岡13条５丁目１番20号　豊岡一三ハイツ205号
債務者　田中　千晶
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８７号
北海道旭川市神居７条４丁目１番２号　コーポ星202号室
債務者　湯山　裕貴
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９０号
北海道旭川市末広４条２丁目５番10号、申立時の住所北海道旭川市春光５条２丁目５番９号アバデス103号室
債務者　濱高　智継
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
沖縄県沖縄市美里５丁目10番７号　サン・セフリジ102号
債務者　比嘉　梨美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３６号
山口県岩国市麻里布町５丁目７番31―303号
破産者　堤　　悦子
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１２９４号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　15―502、前住所大阪市東住吉区西今川４丁目28番２号
破産者　巽　佐和子
1　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
2　一般調査期日　平成26年９月１日午後３時
平成26年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４号
金沢市直江町イ72番地
破産者　矢部　春美
1　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
2　一般調査期日　平成26年10月３日午後１時30分
平成26年７月２日　　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１９４号
大阪府吹田市清和園町２番１号　カーサオクノ302号室、開始決定時の住所大阪市淀川区西中島４丁目11番４―402号
破産者　宇井　秀夫
1　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午後３時
平成26年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８号
宮城県東松島市大曲字堺堀80番地　矢本運動公園野球場応急仮設住宅10―８号室、前住所宮城県石巻市大瓜字棚橋63番地
破産者　鈴木　信明
1　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで
2　一般調査期日　平成26年９月１日午前10時
平成26年７月３日
仙台地方裁判所石巻支部破産係